

## 海外職員給与等に関する規程

平成 21 年 4 月 1 日

独立行政法人日本貿易振興機構規程第 63 号

最新改正 令和 6 年 4 月 22 日

(目的)

第1条 独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という。)の職員のうち、日本国外で勤務する者(以下「海外職員」という。)の給与等については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 この規程は、契約に別の定めのある職員については適用しない。

(支給の種類)

第2条 海外職員に支給するのは、海外給与及び在勤手当とする。

(海外給与の種類)

第3条 海外給与は、海外本俸、扶養手当及び賞与とする。

(支給の方法)

第4条 海外給与(賞与を除く。)及び在勤手当は、毎月1回その月額を支給する。

2 海外給与(賞与を除く。)及び在勤手当の計算期間は、月の1日から末日までとする。

3 海外給与及び在勤手当の日割計算については別に定める。

(海外本俸)

第5条 海外本俸は、職員給与規程(機構規程第4号。以下「職員給与規程」という。)第3条に定める本俸の 80/100 に相当する額とし、昇給は職員給与規程第5条の規定を準用する。

2 外国政府等との交渉経験その他高度な知見を有する者として理事長が定める海外事務所長の海外本俸は、前項の規定にかかわらず、次の本俸月額表に定める本俸の 80/100 に相当する額とする。

号俸	本俸月額
1	648,000 円
2	698,000 円
3	724,000 円

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、職員給与規程第13条の規定を準用する。

(賞与)

第7条 賞与は6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する海外職員に対して理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した海外職員(機構を退職し、引き続き国家公務員又は行政執行法人以外の独立行政法人の職員となった者を除く。)についても同様とする。

- 2 賞与は、賞与の固定部分と業績給とする。
- 3 支給係数は、機構の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮して理事長が定めるものとする。
- 4 賞与の固定部分の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した海外職員にあっては退職し、又は死亡した日現在）における海外本俸及び扶養手当の月額合計額（表1に定める海外職員にあっては、その額に、海外本俸の月額にそれぞれ同表に定める加算率を乗じて得た額を加算した額及び表2に定める地位にある海外職員にあっては、その額に、海外本俸の月額にそれぞれ同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額）を基礎額として、支給係数のうち海外職員の等級と職務を勘案して別に定める賞与の固定部分の割合を乗じた額に、基準日以前6か月間におけるその者の在職期間（国家公務員又は行政執行法人以外の独立行政法人の職員の身分を離れ機構に採用されたものについては、その職員であった期間を通算することができる。）の区分に応じて、別に定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 業績給の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した海外職員にあっては退職し、又は死亡した日現在）における海外本俸の月額（表1に定める海外職員にあっては、その額に、海外本俸の月額にそれぞれ同表に定める加算率を乗じて得た額を加算した額及び表2に定める地位にある海外職員にあっては、その額に、海外本俸の月額にそれぞれ同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額）を基礎額として、支給係数のうち海外職員の等級と職務を勘案して別に定める業績給の割合を乗じた額に、基準日以前におけるその者の勤務期間（国家公務員又は行政執行法人以外の独立行政法人の職員の身分を離れ機構に採用されたものについては、その職員であった期間を通算することができる。）の区分に応じて別に定める割合を乗じて得た額に、海外職員各人の業績評価に応じて0.8 から1.2 の間の評価係数を乗じた額に、法人の業績評価に応じて0.9 から1.1 の間の評価係数を乗じた額とする。

表1 海外職員の海外本俸に対する加算率

等級	加算率
1等級	20/100
2等級	15/100
3等級	10/100
4等級	5/100

表2 管理監督の地位にある海外職員の海外本俸に対する割増率

職務の区分	割増率
理事長が定める海外事務所長	23/100
その他海外事務所長	14/100

※基準日に1等級である者に適用する。

（在勤手当）

第8条 在勤手当は、海外職員が在勤地において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は、海外職員が機構職員としての体面を維持し、かつその職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように在勤地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めるものとする。

(在勤手当の種類)

第9条 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当とする。

2 在勤基本手当は、海外職員が在勤地において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

3 住居手当は、海外職員が在勤地において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。

4 配偶者手当は、配偶者(海外職員を除く。)を伴う海外職員に支給する。

5 子女教育手当は、海外職員の子のうち次に掲げる者で主として当該海外職員の収入によって生計を維持している者(以下「年少子女」という。)が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一 3歳以上18歳未満の子

二 18歳に達した子であつて、就学する学校(別に定める学校を除く。)において、18歳に達した日から、19歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して1年を経過する日までの間にある者

(在勤基本手当の支給額)

第10条 在勤基本手当の月額は、在勤地及び号の別によって別表第1の在勤基本手当月額表に定める額とする。

2 在勤基本手当の号の適用に関し必要な事項は、別に定める。

(在勤基本手当の支給期間)

第11条 在勤基本手当は、海外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰国(出張のための帰国を除く。)を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで(以下「在勤基本手当の支給期間」という。)、支給する。

2 外国において新たに海外職員となった者には、その日から在勤基本手当を支給する。

3 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた海外職員には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。

4 海外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。

5 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された海外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が60日を超える者には、第1項の規定にかかわらず、60日を超える期間についての在勤基本手当は、支給しない。

6 前項の場合において必要があるときは、当該職員の海外本俸を職員給与規程第3条に基づく本俸に読み替えて支給することができるものとする。

(住居手当の支給額)

第12条 住居手当の月額、海外職員が居住している家具付きでない住宅の1ヵ月に要する家賃の額(海外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額)から同家賃の額に別表第2の控除率欄に定める率を乗じて得た額(以下「控除額」という。)を控除した額とする。ただし、別表第2の定めるところに従い、在勤地及び号の別によって定める額(次項において「限度額」という。)を限度とする。

2 前項ただし書(限度に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる者(次条において「配偶者等」という。)を伴う海外職員以外の者に支給する住居手当の月額の限度は、限度額の80/100に相当する額とする。

一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第6項において同じ。)

二 子(主として海外職員の収入によって生計を維持している者に限る。次条第6項において同じ。)

3 前各項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(住居手当の支給期間等)

第13条 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

2 外国において新たに海外職員となった者には、その日から住居手当を支給する。

3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた海外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。

4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、理事長の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる海外職員には、第1項の規定にかかわらず、180日以内においてその事故の存する間、従前のおり住居手当を支給することができる。

5 海外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該海外職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間に限り、当該海外職員が死亡当時伴っていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。

6 前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(配偶者手当の支給額)

第14条 配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける海外職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の20/100に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、職員給与規程別表第1の適用を受ける海外職員でその等級が1等級に格付けられているものに支給する配偶者手当の月額は、第10条に規定する在勤基本手当の月額の20/100に相当する額から6,500円を減じた額とする。

(配偶者手当の支給期間)

第15条 配偶者手当は、海外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該海外職員の配偶者が当該海外職員の在勤地に到着した日の翌日(海外職員の配偶者が当該海外職員の在勤地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日)から、当該海外職員の在勤基本手当の支

給期間の終了する日(その配偶者がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなった日又は死亡した日)まで、支給する。

- 2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、理事長の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる海外職員には、前項の規定にかかわらず、180日以内の期間においてその事故の存する間、従前のおり配偶者手当を支給することができる。
- 3 配偶者手当を受ける海外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。ただし、当該海外職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日をこえない期間に限り、引き続き当該海外職員の配偶者に配偶者手当を支給することができる。

(配偶者手当を受ける海外職員の扶養手当)

第16条 配偶者手当を受ける海外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は、支給しない。

(子女教育手当の支給額)

第17条 子女教育手当の月額は、年少子女1人につき8,000円とする。

- 2 海外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として理事長が指定する地(以下この項及び第5項において「指定地」という。)に勤務する海外職員の年少子女(6歳以上の年少子女であって、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)が当該指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該海外職員に支給する子女教育手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から自己負担額(我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し海外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として別に定める額をいう。以下この条において同じ。)を控除した額を加算した額とする。

- 一 海外職員の年少子女が当該海外職員の勤務する指定地において学校教育を受ける場合にあっては、次の額のうちいずれか少ない額
  - イ 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費(別途定める費目に係るものに限る。以下この条において「必要経費」という。)として理事長が当該海外職員の勤務する指定地において標準的であると認定する額
  - ロ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額
- 二 海外職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあっては、次の額のうち最も少ない額
  - イ 前号イに規定する額
  - ロ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として理事長が標準的であると認定する額
  - ハ 前号ロに規定する額

3 海外職員の勤務する地であつて、当該海外職員の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として理事長が定める地に勤務する海外職員の年少子女が当該海外職員の勤務する地以外の地(本邦を除く。)において学校教育を受けるときにおける当該海外職員に支給する子女教育手当の月額、第1項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき同項の額に、次の各号に規定する額のうちいずれか少ない額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。

一 海外職員の勤務する地以外の地における学校教育に係る必要経費として理事長が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると認定する額

二 前項第一号ロに規定する額

4 前二項の場合において、海外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設(理事長が指定する施設に限る。)が所在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として理事長が定める場合に該当しないときは、加算される額は、150,000 円を限度とする。

5 指定地に勤務する海外職員の年少子女(6歳未満の年少子女、又は6歳以上の年少子女であつて学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けべきものに限る。)が当該指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該海外職員に支給する子女教育手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、51,000 円を限度とする。

(子女教育手当の支給期間)

第18条 子女教育手当は、海外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該海外職員の年少子女(次項の規定に該当する場合を除く。以下この項において同じ。)が当該海外職員の在勤地に到着した日の翌日(海外職員の年少子女が当該海外職員の在勤地において年少子女に該当することとなった者である場合にあっては年少子女に該当することとなった日)から当該海外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その年少子女がその日の前に帰国する場合(その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。))にあっては、その年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日)まで支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。

2 海外職員の年少子女が当該海外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると理事長が認める場合に限り、前項の規定に準じて別に定めるところにより、当該海外職員に子女教育手当を支給する。

3 子女教育手当を受ける海外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。

- 4 前各項に定めるもののほか、第1項ただし書の期間がやむを得ない事情により60日以内の期間にとどまることとなった場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

(租税公課)

第19条 海外職員が在勤地において勤務することにより租税公課を課せられるときは、その租税公課の額に相当する額を機構が負担することができるものとする。

(給与の端数計算)

第20条 本邦通貨をもって定められた海外給与及び在勤手当を外国通貨で送金するため当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

- 2 外国通貨をもって定められた海外職員の給与の支給額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

(準用)

第21条 この規程並びに別に定めるもののほか、海外職員の給与について必要な事項は、職員給与規程及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の規定を準用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成21年4月1日(以下「基準日」という。)以前に日本国外で勤務する者(以下「海外職員」という。)に支給されていた給与等においては、この規程のうちの「海外本俸」は基準日以前の職員給与規程(独立行政法人日本貿易振興機構規程第4号。以下「職員給与規程」という。)の「在勤加俸」に、「在勤基本手当」は基準日以前の職員給与規程の「在勤本俸」にそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 基準日以前から引き続き適用される規程及び契約等であって職員給与規程の規定を準用すること等としているもののうち、海外職員に係る規定については基準日以降この規程に準拠することとする。この場合、基準日以前の職員給与規程の「在勤加俸」はこの規程のうちの「海外本俸」に、「在勤本俸」はこの規程のうちの「在勤基本手当」にそれぞれ読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成21年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 21 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 22 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第 2：第一住居手当月額限度額表のうち、ニューヨーク、サンチャゴ、ブエノスアイレス、ホンコン、シンガポール、バンコック、マニラ、ソウル、ペキン、シヤンハイ、ダイレン、コウシュウ、ハノイ、ヤンゴン、プノンペン、オークランド、パリ、ロンドン、デュッセルドルフ、ジュネーブ、ウィーン、マドリード、ワルシャワ、ブダペスト、モスクワ、ベルリン、ヘルシンキ、第二住居手当月額限度額表のうち、ベトナム、カンボジア、シンガポール、タイ、大韓民国、中華人民共和国 a、中華人民共和国 b、中華人民共和国 c、中華人民共和国 d、中華人民共和国 f、フィリピン、ミャンマー、アメリカ合衆国 i、アメリカ合衆国 l、アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ、チリ、オーストリア、スイス、スロバキア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ポーランド、セルビア、英国、ロシア a、ニュージーランド、クウェート、サウジアラビア b、トルコ a、レバノン、アルジェリア、チュニジアの各在勤地に勤務する職員であって平成 22 年 3 月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 22 年 6 月 1 日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 22 年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 22 年 11 月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 23 年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 23 年3月4日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 23 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 23 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 23 年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 23 年 11 月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 24 年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 24 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 24 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 次に掲げる職員であって、平成 24 年3月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 一 別表第2:第一住居手当月額限度額表のうち、ジャカルタ、シャンハイ、ウィーン、ベルリン、第二住居手当月額限度額表のうち、インドネシア、中華人民共和国 c、キューバ、オーストリア、ドイツ、ブルガリアの各在勤地に勤務する職員
- 二 別表第2:第一住居手当月額限度額表のうち、サンパウロ、チェンナイ、第二住居手当月額限度額表のうち、インド d、ブラジル a、ブラジル b 以外の各在勤地に勤務する職員であつて、住居手当の支給に関して別表第2の1号の号の適用を受けるもの(前号に掲げる職員を除く。)

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 24 年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 24 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 24 年 11 月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 25 年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 25 年4月1日から適用する。

- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2：第一住居手当月額限度額表のうち、カラチ、ムンバイ、第二住居手当月額限度額表のうち、ムンバイ、パキスタン b、マラウイの各在勤地に勤務する職員であって平成 25 年3月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 25 年4月 1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 25 年 11 月 1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 25 年8月 1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 26 年4月 1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 26 年4月 22 日から適用する。

- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 26 年8月 15 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 26 年9月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 26 年8月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 27 年4月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 27 年4月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

- 3 別表第2：第一住居手当月額限度額表のうち、サンパウロ、チンタオ、ホーチミン、第二住居手当月額限度額表のうち、インド b、ベトナム b、中華人民共和国 f、ブラジル a、カザフスタン、ロシア b の各在勤地に勤務する職員であって平成 27 年3月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 27 年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 27 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 27 年 11 月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 27 年 12 月 17 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 27 年8月1日から適用する。ただし、第一在勤基本手当月額表のサンパウロ、メキシコ、ボゴタ、モスクワ、サンクトペテルブルク、クアラルンプール、シドニー、オークランド、トロント、バンクーバー、サンチャゴ、ヨハネスブルク、第二在勤基本手当月額表のブラジル A、ブラジル B、ザンビア、マレーシア、コロンビア、メキシコ、ロシア A、ロシア B、オーストラリア A、オーストラリア B、オーストラリア C、ニュージーラン

ド、ウガンダ、タンザニア、カナダ、チリ、カザフスタン、シリア、アルジェリア、南アフリカ共和国に係る部分については、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第 2：第一住居手当月額限度表のうち、ホーチミン、サンクトペテルブルク、第二住居手当月額限度表のうち、インド b、ベトナム b、ロシア b の各在勤地に勤務する職員であって平成 28 年 3 月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 28 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 28 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 29 年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 29 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2: 第一住居手当月額限度表のうち、サンパウロ、サンクトペテルブルク、第二住居手当月額限度表のうち、インド b、ブラジル a、ブラジル b、ロシア b、ガボン、タンザニアの各在勤地に勤務する職員であって平成 29 年3月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 29 年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 29 年 11 月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 30 年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 30 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2：第一住居手当月額限度表のうち、ボゴタ、ダイレン、チンタオ、セイト、ベンガルール、第二住居手当月額限度表のうち、中華人民共和国 d、中華人民共和国 e、中華人民共和国 f、コロンビア、スイス、チュニジアの各在勤地に勤務する職員であって平成 30 年3月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 30 年5月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 30 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 30 年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和元年 8 月 1 日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和元年 11 月 1 日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和2年8月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和2年11月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年1月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年2月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

3 別表第2(1)第一住居手当月額限度額表のうち、サンパウロ、(2)第二住居手当月額限度額表のうち、ブラジル a、ブラジル b、ブラジル c の各在勤地に勤務する職員であって令和3年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年8月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年11月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年8月1日から適用する。ただし、第一在勤基本手当月額表のヤンゴン、ビエンチャン、第二在勤基本手当月額表のミャンマー、ラオスに係る部分については、令和4年1月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

3 別表第2(1)第一住居手当月額限度額表のうち、ベンガルールに勤務する職員であって、令和4年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和4年8月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和4年8月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和4年8月1日から適用する。ただし、第一在勤基本手当月額表のビエンチャン、モスクワ、サンクトペテルブルク、第二在勤基本手当月額表のラオス、コスタリカ、ブルガリア、ロシア A、ロシア B、ザンビア、ジンバブエに係る部分については、令和4年11月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年1月1日から適用する。ただし、附則別表の規程は、令和4年4月1日から適用する

2 附則別表に定める在勤地に係る海外職員給与等に関する規程第10条で定める額は、令和4年4月から7月までの月分については、当該在勤地につきそれぞれ同表に定める額とする。

3 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附則に次の附則別表を加える。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

3 別表第2(1)第一住居手当月額限度額表のうち、プノンペン、マニラ、ハノイ、ヤンゴン、ボゴタ、コウシュウ、セイト、ダイレン、サンパウロ、ドバイ、(2)第二住居手当月額限度額表のうち、カンボジア、フィリピン、ベトナム a、ミャンマー、パプアニューギニア、コロンビア、ベネズエラ、クウェート、アルジェリア、タンザニア、中華人民共和国 b、中華人民共和国 d、中華人民共和国 e、ブラジル a に勤務する職員であつて、令和5年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年8月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年11月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和6年1月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2(1)第一住居手当月額限度額表のうち、ペキン、ブカン、ナイロビ、シャンハイ、(2)第二住居手当月額限度額表のうち、中華人民共和国 a、ケニア、マラウイ、中華人民共和国 c、ロシア b に勤務する職員であって、令和6年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

在 勤 基 本 手 当 月 額 表

附則別表

(1) 第一在勤基本手当月額表

(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在勤地	1 号				2 号		3 号		4 号		5 号		6 号	
		1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
北米	ワシントン	643,900	631,100	621,500	602,300	583,200	564,100	525,900	494,000	446,200	382,500	331,500	306,000	280,400	255,000
	ニューヨーク	781,900	730,100	662,600	642,200	621,800	601,400	560,700	526,700	475,700	407,800	353,400	326,300	299,100	271,900
	サンフランシスコ	677,300	654,700	630,600	611,200	591,800	572,400	533,600	501,200	452,700	388,100	336,300	310,400	284,600	258,800
	ロサンゼルス	695,500	672,500	648,200	628,200	608,300	588,400	548,400	515,200	465,300	398,900	345,700	319,100	292,500	266,000
	シカゴ	669,400	644,600	617,100	598,100	579,100	560,100	522,200	490,500	443,100	379,800	329,100	303,800	278,500	253,200
	ヒューストン	632,600	609,400	583,400	565,500	547,500	529,600	493,700	463,700	418,900	359,000	311,100	287,200	263,300	239,400
	アトランタ	631,000	611,000	590,200	572,100	553,900	535,800	499,400	469,100	423,700	363,200	314,800	290,600	266,400	242,200
	トロント	567,400	548,600	528,500	512,200	495,900	479,700	447,200	420,100	379,400	325,300	281,900	260,200	238,500	216,800
バンクーバー	587,000	565,000	540,100	523,500	506,900	490,300	457,000	429,300	387,800	332,400	288,100	265,900	243,700	221,600	
中南米	カラカス	1,017,800	1,000,600	987,600	961,800	935,900	910,000	858,300	815,200	750,500	664,300	595,400	560,800	526,300	491,900
	サンチャゴ	542,500	531,700	523,700	507,600	491,400	475,300	443,100	416,200	375,900	322,300	279,300	257,800	236,300	214,800
	ブエノスアイレス	477,700	468,200	461,100	447,000	432,800	418,600	390,200	366,500	331,100	283,800	246,000	227,000	208,100	189,200
	サンパウロ	548,800	531,200	512,500	497,300	482,100	466,900	436,400	411,000	373,100	322,300	281,700	261,500	241,100	220,900
	メキシコ	559,300	548,600	540,600	524,500	508,400	492,400	460,200	433,400	393,200	339,600	296,700	275,200	253,800	232,400
	ボゴタ	562,800	553,200	546,100	531,800	517,500	503,100	474,500	450,700	414,900	367,200	329,000	310,000	290,900	271,800
リマ	557,800	547,600	540,100	524,800	509,600	494,300	463,900	438,500	400,400	349,700	309,000	288,700	268,400	248,100	
アジア	ホンコン	778,000	752,000	724,300	702,000	679,700	657,400	612,800	575,700	520,000	445,700	386,300	356,600	326,900	297,200
	シンガポール	612,900	600,800	591,700	573,500	555,200	537,000	500,600	470,300	424,800	364,100	315,500	291,200	267,000	242,700
	ニューデリー	570,200	560,800	553,700	539,800	525,800	511,800	483,800	460,500	425,500	378,900	341,600	322,900	304,200	285,600
	バンコック	511,900	501,700	494,100	478,900	463,700	448,500	418,100	392,800	354,800	304,100	263,500	243,300	223,000	202,800
	マニラ	473,800	464,700	457,900	444,400	430,900	417,300	390,300	367,700	333,900	288,700	252,600	234,600	216,500	198,500
	ソウル	559,100	548,100	539,800	523,100	506,500	489,900	456,700	429,100	387,500	332,200	287,900	265,800	243,600	221,500
	クアラルンプール	469,500	460,200	453,200	439,300	425,400	411,500	383,500	360,200	325,400	278,900	241,700	223,100	204,600	185,900
	コロンボ	462,900	454,800	448,700	436,600	424,500	412,400	388,200	368,000	337,800	297,400	265,100	248,900	232,800	216,700
	ジャカルタ	472,500	463,500	456,800	443,300	429,800	416,300	389,300	366,800	333,000	288,000	252,000	234,000	216,000	198,000
	カラチ	609,000	597,000	584,800	573,000	561,300	549,500	526,000	506,500	477,100	437,900	406,600	391,000	375,300	359,700
	ダッカ	654,400	644,500	637,100	622,200	607,300	592,400	562,600	537,800	500,500	450,900	411,100	391,300	371,400	351,600
	ペキン	677,900	664,900	655,100	635,500	615,900	596,300	557,100	524,400	475,400	410,000	357,800	331,700	305,500	279,400
	シャanghai	724,400	697,600	667,500	647,000	626,500	606,000	564,900	530,600	479,300	410,900	356,000	328,700	301,200	273,900
	ダレイン	603,500	584,500	564,400	547,600	530,800	514,100	480,400	452,400	410,300	354,300	309,400	287,000	264,600	242,200
	コウジュウ	659,500	636,500	611,400	592,600	573,800	555,000	517,300	486,000	438,900	376,300	326,100	301,000	275,900	250,800
	チンタオ	570,500	563,500	561,500	544,200	527,000	509,700	475,100	446,300	403,100	345,500	299,400	276,400	253,400	230,400
	ブカン	677,900	664,900	655,100	635,500	615,900	596,300	557,100	524,400	475,400	410,000	357,800	331,700	305,500	279,400
	セイト	605,000	583,000	558,200	541,600	525,000	508,400	475,100	447,400	405,800	350,500	306,100	284,000	261,800	239,700
	ハノイ	455,800	447,100	440,600	427,700	414,700	401,800	375,800	354,200	321,800	278,600	244,100	226,800	209,500	192,200
	ムンバイ	619,800	604,200	588,300	573,300	558,200	543,200	513,000	487,900	450,300	400,100	360,000	339,900	319,900	299,800
チェンナイ	607,200	598,800	593,800	578,600	563,400	548,100	517,700	492,300	454,200	403,500	362,900	342,600	322,300	302,000	
バンカールール	579,000	573,000	571,300	556,800	542,200	527,700	498,600	474,400	438,100	389,700	350,900	331,600	312,100	292,800	
アムステルダム	619,800	604,200	588,300	573,300	558,200	543,200	513,000	487,900	450,300	400,100	360,000	339,900	319,900	299,800	
ヤンゴン	542,200	533,100	526,300	512,500	498,800	485,100	457,700	434,900	400,700	355,000	318,400	300,200	281,900	263,700	
ホーチミン	503,700	486,300	467,000	453,200	439,400	425,500	397,900	374,900	340,300	294,300	257,400	239,000	220,600	202,200	
フロンペン	555,000	545,000	537,400	522,200	507,100	491,900	461,600	436,400	398,500	348,000	307,600	287,400	267,200	247,100	
ビエンチャン	571,700	561,400	553,700	538,400	523,000	507,700	476,900	451,200	412,800	361,500	320,500	300,100	279,500	259,000	
タイハイ	778,000	752,000	724,300	702,000	679,700	657,400	612,800	575,700	520,000	445,700	386,300	356,600	326,900	297,200	

(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在勤地	1号				2号		3号		4号		5号		6号	
		1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
大洋州	シドニー	531,000	513,000	493,500	478,300	463,100	447,900	417,600	392,300	354,300	303,700	263,200	242,900	222,700	202,500
	オークランド	534,400	527,600	525,400	509,200	493,100	476,900	444,600	417,600	377,200	323,400	280,300	258,700	237,200	215,600
欧州	パリ	520,400	510,100	502,400	486,900	471,500	456,100	425,100	399,300	360,700	309,200	267,900	247,300	226,700	206,100
	ロンドン	613,900	601,800	592,700	574,400	556,200	537,900	501,500	471,100	425,500	364,700	316,100	291,800	267,500	243,200
	デュッセルドルフ	530,800	513,200	494,500	479,300	464,100	448,900	418,400	393,000	355,100	304,300	263,700	243,500	223,100	202,900
	ジュネーブ	780,300	764,800	753,200	730,000	706,800	683,700	637,300	598,700	540,800	463,500	401,800	370,800	339,900	309,100
	ミラノ	548,800	531,200	512,800	497,000	481,200	465,400	433,900	407,600	368,200	315,500	273,500	252,500	231,400	210,400
	ウィーン	564,600	553,400	545,100	528,300	511,500	494,700	461,200	433,200	391,300	335,400	290,700	268,300	246,000	223,700
	ブレッセル	521,300	511,000	503,300	487,800	472,300	456,800	425,800	400,000	361,400	309,700	268,400	247,800	227,100	206,500
	アムステルダム	519,300	509,000	501,300	485,800	470,400	455,000	424,100	398,500	359,900	308,500	267,400	246,800	226,300	205,700
	マトリート	486,400	476,800	469,600	455,100	440,700	426,200	397,300	373,300	337,100	289,000	250,500	231,200	212,000	192,700
	ブカレスト	462,800	453,600	446,800	433,000	419,300	405,500	378,000	355,100	320,800	275,000	238,200	220,000	201,600	183,300
	ワルシャワ	423,700	415,300	409,100	396,500	383,900	371,300	346,100	325,100	293,700	251,700	218,200	201,300	184,600	167,900
	ミュンヘン	497,800	492,200	491,300	476,200	461,100	446,000	415,700	390,500	352,700	302,300	262,000	241,800	221,700	201,600
	ブダペスト	438,700	430,000	423,500	410,500	397,500	384,500	358,400	336,600	304,000	260,600	225,900	208,500	191,200	173,800
	モスクワ	537,000	526,700	518,900	503,500	488,100	472,700	441,900	416,200	377,600	326,300	285,200	264,600	244,100	223,600
	サンクトペテルブルク	499,000	491,000	486,400	472,000	457,600	443,200	414,300	390,300	354,200	306,300	267,800	248,600	229,400	210,200
	ベルリン	515,300	505,100	497,400	482,100	466,800	451,500	420,900	395,400	357,100	306,100	265,300	244,900	224,500	204,100
	プラハ	546,700	535,800	527,700	511,400	495,200	479,000	446,500	419,500	378,900	324,700	281,400	259,800	238,100	216,500
タシケント	466,200	458,100	452,000	439,800	427,600	415,400	391,000	370,600	340,100	299,400	266,900	250,700	234,400	218,200	
中東	テヘラン	574,400	566,300	560,200	548,100	536,000	523,900	499,600	479,400	449,100	408,700	376,400	360,300	344,100	328,000
	イスタンブール	426,200	395,100	394,400	404,500	392,700	380,900	357,300	337,500	308,100	268,700	237,200	221,400	205,700	189,900
	カイロ	506,800	497,900	491,200	477,900	464,500	451,100	424,500	402,300	368,900	324,500	288,800	271,000	253,300	235,400
	ラバト	491,000	481,600	474,500	460,400	446,400	432,400	404,300	380,900	345,800	299,000	261,500	242,700	224,000	205,300
	アディスアベバ	642,700	633,300	626,300	612,300	598,300	584,300	556,300	532,900	497,900	451,200	413,800	395,200	376,500	357,800
	アクラ	625,500	616,100	609,100	595,100	581,000	567,000	538,900	515,500	480,400	433,700	396,300	377,600	358,800	340,100
	ナイロビ	594,400	584,600	577,200	562,500	547,800	533,100	503,700	479,100	442,400	393,300	354,100	334,400	314,800	295,200
	ヨハネスブルグ	514,300	505,000	498,000	484,100	470,100	456,200	428,300	405,100	370,300	323,800	286,700	268,000	249,500	230,900
	ラゴス	760,000	749,000	740,700	724,300	707,900	691,400	658,600	631,300	590,200	535,500	491,700	469,800	447,800	426,000
	アビジヤン	733,600	722,400	714,000	697,300	680,600	664,000	630,500	602,700	560,900	505,200	460,600	438,400	416,100	393,800
	トバイ	625,400	616,600	612,700	593,800	575,000	556,100	518,400	487,000	439,900	377,100	326,800	301,700	276,500	251,400
リヤト	725,900	714,200	705,500	687,900	670,400	652,800	617,700	588,500	544,600	486,100	439,300	415,900	392,500	369,100	
テルアビブ	713,900	700,200	689,800	669,200	648,500	627,900	586,500	552,000	500,300	431,500	376,300	348,800	321,200	293,700	
マプト	618,900	610,100	603,500	590,300	577,100	563,900	537,400	515,400	482,400	438,300	403,000	385,500	367,800	350,200	

備考

- この表は、事務に従事する職員に適用する。
- 1号の4以上の在勤基本手当の適用を受ける所長であって理事長が定めた者の在勤基本手当は、その者の在勤地の1号の3に1号の4を加算した額を2で除し、115/100を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。  
ただし、外務公務員の在勤基本手当月額表の「特号」または「総領事」を超えないこととする。

附則別表

(2) 第二在勤基本手当月額表  
(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号	
ア	インドA	546,800	518,800	472,100	425,500	378,900	
	インドB	554,300	525,900	478,400	431,000	383,600	
	インドC	580,800	550,700	500,500	450,300	400,100	
	インドD	586,200	555,800	505,000	454,200	403,500	
	インドネシア	450,000	423,000	378,000	333,000	288,000	
	ベトナムA	434,200	408,200	365,000	321,800	278,600	
	ベトナムB	460,100	432,500	386,400	340,300	294,300	
	カンボジア	529,800	499,500	449,000	398,500	348,000	
	シンガポール	582,600	546,100	485,500	424,800	364,100	
	スリランカ	442,600	418,400	378,100	337,800	297,400	
	タイ	486,500	456,100	405,500	354,800	304,100	
	大韓民国	531,500	498,200	442,900	387,500	332,200	
	ジ	中華人民共和国A	645,300	606,100	540,700	475,400	410,000
		中華人民共和国B	602,000	564,400	501,700	438,900	376,300
		中華人民共和国C	657,300	616,200	547,700	479,300	410,900
		中華人民共和国D	556,000	522,500	466,400	410,300	354,300
		中華人民共和国E	549,900	516,700	461,300	405,800	350,500
		中華人民共和国F	552,900	518,300	460,700	403,100	345,500
		中華人民共和国G	713,200	668,500	594,300	520,000	445,700
	ア	パキスタンA	568,400	544,200	504,000	463,800	423,500
パキスタンB		578,900	555,400	516,200	477,100	437,900	
バングラデシュ		629,600	599,900	550,200	500,500	450,900	
フィリピン		451,200	424,100	379,000	333,900	288,700	
マレーシア		446,200	418,400	371,900	325,400	278,900	
ミャンマー		519,400	491,900	446,300	400,700	355,000	
ラオス		546,000	515,300	464,000	412,800	361,500	
台湾		713,200	668,500	594,300	520,000	445,700	
北米		アメリカ合衆国A	611,900	573,700	509,900	446,200	382,500
		アメリカ合衆国B	581,100	544,900	484,300	423,700	363,200
	アメリカ合衆国C	620,900	582,100	517,400	452,700	388,100	
	アメリカ合衆国D	574,500	538,600	478,700	418,900	359,000	
	アメリカ合衆国E	607,600	569,600	506,300	443,100	379,800	
	アメリカ合衆国F	550,100	515,700	458,400	401,000	343,800	
	アメリカ合衆国G	560,100	525,100	466,700	408,400	350,100	
	アメリカ合衆国H	576,800	540,800	480,700	420,600	360,500	
	アメリカ合衆国I	652,400	611,600	543,700	475,700	407,800	
	アメリカ合衆国J	574,500	538,600	478,700	418,900	359,000	
	アメリカ合衆国K	574,500	538,600	478,700	418,900	359,000	
	アメリカ合衆国L	609,500	571,300	507,900	444,400	380,900	
	アメリカ合衆国M	575,000	539,100	479,200	419,300	359,400	
	アメリカ合衆国N	557,200	522,400	464,300	406,300	348,200	
	アメリカ合衆国O	638,200	598,300	531,800	465,300	398,900	
	カナダ	520,400	487,800	433,600	379,400	325,300	

(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号
中南米	アルゼンチン	454,100	425,700	378,400	331,100	283,800
	ベネズエラ	974,700	923,000	836,700	750,500	664,300
	ウルグアイ	551,800	517,300	459,800	402,300	344,900
	キューバ	536,600	512,600	472,700	432,700	392,800
	コスタリカ	483,000	454,000	405,500	357,100	308,700
	コロンビア	538,900	510,300	462,600	414,900	367,200
	チリ	515,600	483,400	429,700	375,900	322,300
	ブラジルA	504,900	474,500	423,700	373,100	322,300
	ブラジルB	535,800	505,100	454,000	402,800	351,700
	ブラジルC	489,000	459,500	410,500	361,400	312,400
	ペルー	532,400	501,900	451,200	400,400	349,700
	メキシコ	532,500	500,400	446,800	393,200	339,600
	エクアドル	572,400	539,400	484,500	429,600	374,600
	欧州	イタリア	482,800	452,600	402,300	352,000
オーストリア		536,700	503,100	447,200	391,300	335,400
オランダ		493,600	462,700	411,300	359,900	308,500
カザフスタン		491,500	466,300	424,200	382,100	340,000
スイス (ジュネーブ)		741,600	695,300	618,000	540,800	463,500
スウェーデン		520,600	488,100	433,800	379,600	325,400
スペインA		462,300	433,400	385,300	337,100	289,000
スペインB		473,100	443,600	394,300	345,000	295,700
スロバキア		451,600	423,500	376,400	329,300	282,300
チェコ		519,600	487,100	433,000	378,900	324,700
ドイツ		489,800	459,200	408,200	357,100	306,100
ハンガリー		417,000	391,000	347,500	304,000	260,600
フランスA		494,600	463,800	412,200	360,700	309,200
フランスB		486,900	456,500	405,700	355,100	304,300
ブルガリア		430,700	403,800	358,900	314,100	269,200
ベルギー		495,500	464,600	412,900	361,400	309,700
ポーランド		402,800	377,600	335,600	293,700	251,700
セルビア		452,000	424,800	379,600	334,400	289,300
英国		583,600	547,000	486,300	425,500	364,700
ロシアA		511,200	480,400	429,000	377,600	326,300
ロシアB	459,500	434,300	392,100	350,000	307,900	
デンマーク	588,500	551,700	490,400	429,100	367,800	

(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号
大洋州	オーストラリアA	478,400	448,500	398,600	348,800	299,000
	オーストラリアB	485,900	455,500	404,900	354,300	303,700
	オーストラリアC	498,100	467,000	415,100	363,200	311,300
	ニュージーランド	513,100	481,100	427,600	374,100	320,700
	パプアニューギニア	674,100	642,600	590,200	537,800	485,500
	フィジー	484,500	455,300	406,700	358,100	309,500
中東	アラブ首長国連邦	573,000	537,200	477,500	417,900	358,200
	イエメン	855,100	814,600	747,100	679,600	612,100
	イスラエル	679,500	638,200	569,300	500,300	431,500
	イラク	642,500	617,000	574,600	532,100	489,600
	イラン	554,100	529,900	489,500	449,100	408,700
	クウェート	554,600	522,700	469,600	416,500	363,500
	カタール	549,300	516,100	460,700	405,400	350,000
	サウジアラビアA	696,700	661,600	603,100	544,600	486,100
	サウジアラビアB	639,400	604,400	546,300	488,200	430,000
	シリア	572,600	541,900	490,700	439,500	388,300
	トルコA	411,900	388,900	350,600	312,400	274,100
	トルコB	410,400	386,800	347,400	308,100	268,700
	レバノン	664,200	625,500	561,000	496,400	432,000
アフリカ	アルジェリア	539,300	510,600	462,900	415,200	367,400
	ウガンダ	591,500	563,000	515,400	467,900	420,300
	エジプト	484,600	457,800	413,400	368,900	324,500
	エチオピア	619,300	591,300	544,600	497,900	451,200
	エリトリア	666,700	635,800	584,100	532,400	480,900
	ガーナ	602,100	574,000	527,200	480,400	433,700
	ガボン	733,000	695,600	633,300	571,100	508,800
	ケニア	569,900	540,500	491,400	442,400	393,300
	コンゴ共和国	766,500	731,600	673,300	615,000	556,700
	ザンビア	494,100	470,400	430,800	391,200	351,700
	ジンバブエ	599,000	574,600	533,700	492,800	452,100
	コートジボワール	705,700	672,300	616,600	560,900	505,200
	タンザニア	571,300	544,100	498,900	453,600	408,300
	チュニジア	413,400	391,500	355,000	318,500	282,000
	ナイジェリア	732,500	699,700	644,900	590,200	535,500
	南アフリカ共和国	491,000	463,100	416,700	370,300	323,800
	モロッコ	467,500	439,400	392,600	345,800	299,000
	モザンビーク	596,900	570,500	526,400	482,400	438,300
	マラウイ	592,700	566,700	523,300	479,800	436,400

備考

- この表は、研究に従事する職員に適用する。
- 第二在勤基本手当月額表の在勤地中、国名に地名及び記号の付記があるものの地域区分は、「領事館の管轄区域を定める訓令」（昭和29年外務省訓令第25号）によるものとする。
- インドの地域区分は、次のとおりとする。
  - インド中、B、C、Dに属さない地域
  - コルカタ
  - ムンバイ
  - チェンナイ
- 中華人民共和国の地域区分は、次のとおりとする。
  - 中華人民共和国中、B、C、D、E、F、Gに属さない地域

- B 広州
  - C 上海
  - D 瀋陽
  - E 重慶
  - F 青島
  - G 香港
5. パキスタンの地域区分は、次のとおりとする。
- A パキスタン中、Bに属さない地域
  - B カラチ
6. アメリカ合衆国の地域区分は、次のとおりとする。
- A ジストリクトオブコロンビア
  - B アトランタ
  - C サンフランシスコ
  - D シアトル
  - E シカゴ
  - F デトロイト
  - G デンバー
  - H ナッシュビル
  - I ニューヨーク
  - J ヒューストン
  - K ポートランド
  - L ボストン
  - M ホノルル
  - N マイアミ
  - O ロサンゼルス
7. ブラジルの地域区分は、次のとおりとする。
- A サンパウロ
  - B リオデジャネイロ
  - C ブラジリア
8. ロシアの地域区分は、次のとおりとする。
- A ロシア中、B及びウラジオストク、サンクトペテルブルグに属さない地域
  - B ハバロフスク
9. オーストラリアの地域区分は、次のとおりとする。
- A キャンベラ
  - B シドニー
  - C メルボルン
10. サウジアラビアの地域区分は、次のとおりとする。
- A リヤド
  - B ジッダ
11. トルコの地域区分は、次のとおりとする。
- A トルコ中、Bに属さない地域
  - B イスタンブール
12. フランスの地域区分は、次のとおりとする。
- A パリ
  - B マルセイユ
13. ベトナムの地域区分は、次のとおりとする。
- A ハノイ
  - B ホーチミン
14. スペインの地域区分は、次のとおりとする。
- A マドリード
  - B バルセロナ

在 勤 基 本 手 当 月 額 表

別表第1

(1) 第一在勤基本手当月額表

(令和6年4月～)

(単位：円)

地域	在勤地	1 号				2 号		3 号		4 号		5 号		6 号	
		1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
北米	ワシントン	749,100	734,300	723,200	700,900	678,700	656,400	611,900	574,800	519,200	445,100	385,700	356,000	326,300	296,700
	ニューヨーク	940,000	878,000	797,300	772,800	748,300	723,800	674,700	633,800	572,400	490,700	425,300	392,500	359,800	327,200
	サンフランシスコ	805,500	778,500	749,300	726,300	703,300	680,200	634,100	595,700	538,000	461,200	399,700	368,900	338,200	307,400
	ロサンゼルス	824,900	795,100	762,000	738,500	715,100	691,600	644,800	605,700	547,100	468,900	406,400	375,100	343,900	312,700
	シカゴ	796,000	770,000	742,500	719,600	696,800	673,900	628,200	590,200	533,100	456,900	396,000	365,500	335,100	304,700
	ヒューストン	742,000	716,000	687,600	666,500	645,300	624,200	581,900	546,600	493,700	423,200	366,800	338,500	310,300	282,200
	アトランタ	769,800	742,200	711,800	689,900	668,000	646,000	602,300	565,800	511,000	438,000	379,600	350,400	321,200	292,100
	トロント	631,400	610,600	588,400	570,300	552,200	534,100	497,900	467,700	422,500	362,100	313,800	289,600	265,500	241,400
バンクーバー	651,200	626,900	599,600	581,200	562,700	544,300	507,400	476,700	430,600	369,000	319,900	295,200	270,600	246,100	
中南米	カラカス	820,300	806,700	796,500	776,200	755,800	735,500	694,800	660,800	609,900	542,100	487,800	460,700	433,500	406,400
	サンチャゴ	649,600	636,700	627,000	607,800	588,500	569,300	530,600	498,400	450,200	385,900	334,400	308,700	283,000	257,300
	ブエノスアイレス	659,100	646,100	636,300	616,700	597,100	577,600	538,400	505,800	456,800	391,600	339,400	313,300	287,200	261,100
	サンパウロ	667,800	646,200	623,000	604,400	585,800	567,200	530,000	498,900	452,400	390,300	340,700	315,900	291,100	266,200
	メキシコ	698,200	684,700	674,600	654,400	634,200	614,000	573,600	539,900	489,400	422,100	368,200	341,300	314,300	287,400
	ボゴタ	626,000	615,200	607,000	590,900	574,700	558,600	526,100	499,100	458,700	404,700	361,500	340,000	318,400	296,800
リマ	657,100	645,000	635,900	617,700	599,500	581,300	545,000	514,700	469,300	408,600	360,200	335,900	311,700	287,500	
アジア	ホンコン	851,600	822,400	790,900	766,500	742,200	717,800	669,200	628,600	567,800	486,700	421,800	389,300	356,900	324,500
	シンガポール	701,700	687,800	677,300	656,500	635,600	614,800	573,100	538,400	486,300	416,800	361,300	333,500	305,600	277,900
	ニューデリー	621,100	610,800	603,000	587,500	572,000	556,400	525,500	499,600	460,900	409,100	367,800	347,100	326,400	305,800
	バンコック	557,100	546,100	537,800	521,300	504,700	488,200	455,100	427,500	386,100	330,900	286,800	264,800	242,700	220,700
	マニラ	526,700	516,600	509,000	493,900	478,900	463,800	433,500	408,300	370,500	320,200	279,900	259,700	239,600	219,500
	ソウル	613,500	601,300	592,200	574,000	555,800	537,500	501,100	470,700	425,200	364,400	315,800	291,500	267,200	243,000
	クアラルンプール	513,100	503,000	495,300	480,100	464,900	449,700	419,200	393,700	355,700	304,800	264,200	243,900	223,600	203,200
	コロンボ	574,900	564,500	556,600	540,900	525,100	509,400	477,900	451,600	412,300	359,800	317,900	296,800	275,900	254,900
	ジャカルタ	524,900	514,800	507,300	492,300	477,200	462,200	432,000	406,900	369,300	319,100	279,000	258,900	238,900	218,800
	カラチ	673,900	658,100	641,300	627,500	613,800	600,000	572,400	549,500	515,100	469,300	432,500	414,200	395,800	377,500
	ダッカ	699,700	688,800	680,700	664,400	648,200	632,000	599,500	572,500	531,900	477,700	434,400	412,800	391,100	369,500
	ペキン	687,800	674,600	664,600	644,700	624,800	604,900	565,100	532,000	482,200	415,900	362,900	336,300	309,800	283,300
	シャanghai	731,800	708,200	683,300	662,200	641,200	620,200	578,100	543,100	490,500	420,500	364,400	336,300	308,300	280,400
	ダレイン	631,600	610,400	587,500	569,900	552,400	534,900	499,900	470,700	426,900	368,500	321,800	298,400	275,000	251,600
	コウジュウ	678,400	653,600	625,900	606,600	587,300	568,100	529,600	497,500	449,400	385,200	333,800	308,200	282,400	256,800
	チンタオ	622,400	601,600	579,300	561,500	543,700	525,900	490,200	460,500	416,000	356,600	309,000	285,200	261,500	237,700
	ブカン	687,800	674,600	664,600	644,700	624,800	604,900	565,100	532,000	482,200	415,900	362,900	336,300	309,800	283,300
	セイト	623,300	600,700	575,400	558,200	541,100	524,000	489,700	461,100	418,200	361,100	315,300	292,400	269,600	246,700
	ハノイ	503,800	494,100	486,900	472,500	458,000	443,600	414,800	390,700	354,700	306,500	268,100	248,900	229,600	210,400
	ムンバイ	674,900	657,100	638,800	622,100	605,500	588,900	555,700	528,100	486,500	431,200	386,900	364,800	342,600	320,500
チェンナイ	653,200	642,800	635,500	619,100	602,600	586,100	553,100	525,500	484,300	429,200	385,200	363,200	341,200	319,100	
ベンガール	634,100	625,900	621,700	605,600	589,500	573,500	541,300	514,400	474,200	420,700	377,700	356,300	334,900	313,500	
アムステルダム	674,900	657,100	638,800	622,100	605,500	588,900	555,700	528,100	486,500	431,200	386,900	364,800	342,600	320,500	
ヤンゴン	612,600	602,100	594,200	578,400	562,600	546,800	515,200	488,900	449,400	396,800	354,700	333,600	312,600	291,500	
ホーチミン	549,100	530,900	511,100	496,000	480,800	465,600	435,300	410,000	372,100	321,500	281,000	260,800	240,600	220,300	
フロンペン	593,900	583,000	574,800	558,500	542,200	525,900	493,300	466,100	425,300	371,100	327,600	305,800	284,100	262,400	
ビエンチャン	585,600	575,100	567,200	551,400	535,600	519,800	488,200	461,900	422,400	369,800	327,700	306,600	285,600	264,500	
タイハイ	851,600	822,400	790,900	766,500	742,200	717,800	669,200	628,600	567,800	486,700	421,800	389,300	356,900	324,500	

(令和6年4月～)

(単位：円)

地域	在勤地	1号				2号		3号		4号		5号		6号	
		1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
大洋州	シドニー	586,900	565,100	540,800	524,100	507,500	490,800	457,600	429,800	388,300	332,800	288,500	266,200	244,100	221,900
	オークランド	580,400	571,600	567,200	549,700	532,300	514,800	479,900	450,900	407,300	349,000	302,500	279,300	256,000	232,700
欧州	パリ	612,200	600,100	591,000	572,900	554,700	536,500	500,100	469,800	424,400	363,700	315,200	291,000	266,700	242,500
	ロンドン	701,100	687,200	676,800	655,900	635,100	614,300	572,600	538,000	485,900	416,500	361,000	333,200	305,500	277,700
	デュッセルドルフ	630,900	611,100	590,500	572,300	554,100	536,000	499,600	469,300	423,900	363,300	314,900	290,700	266,500	242,300
	ジュネーブ	860,000	843,000	830,300	804,700	779,100	753,600	702,500	659,900	596,100	510,900	442,800	408,700	374,700	340,700
	ミラノ	650,700	627,300	601,300	582,800	564,300	545,800	508,800	478,000	431,700	370,100	320,700	296,000	271,400	246,700
	ウィーン	670,200	656,900	647,000	627,100	607,100	587,200	547,400	514,200	464,500	398,200	345,100	318,500	292,000	265,400
	ブッラッセル	607,500	595,400	586,400	568,300	550,300	532,200	496,200	466,100	421,000	360,900	312,800	288,700	264,600	240,600
	アムステルダム	624,600	612,200	602,900	584,400	565,800	547,300	510,200	479,300	432,900	371,100	321,600	296,800	272,100	247,400
	マトリート	573,500	562,100	553,500	536,500	519,500	502,500	468,400	440,000	397,400	340,700	295,300	272,500	249,800	227,200
	ブカレスト	544,500	533,700	525,600	509,400	493,300	477,100	444,800	417,800	377,400	323,500	280,400	258,800	237,200	215,600
	ワルシャワ	545,400	534,600	526,500	510,300	494,100	477,900	445,500	418,500	378,000	324,000	280,800	259,200	237,600	216,000
	ミュンヘン	607,700	598,300	593,300	575,100	556,800	538,500	502,000	471,600	426,000	365,100	316,400	292,100	267,800	243,500
	ブダペスト	547,100	536,300	528,100	511,900	495,700	479,400	446,900	419,800	379,200	325,000	281,700	260,000	238,300	216,700
	モスクワ	642,000	630,200	621,300	603,600	585,900	568,100	532,600	503,100	458,700	399,700	352,400	328,700	305,100	281,400
	ベルリン	613,100	601,000	591,800	573,700	555,500	537,300	500,800	470,500	425,000	364,200	315,600	291,400	267,100	242,800
	プラハ	664,100	651,000	641,100	621,400	601,700	582,000	542,500	509,600	460,300	394,600	341,900	315,600	289,400	263,100
タシケント	525,400	515,900	508,800	494,700	480,500	466,300	437,900	414,200	378,800	331,500	293,700	274,700	255,800	236,900	
中東	テヘラン	694,800	684,000	676,000	659,900	643,800	627,700	595,500	568,700	528,500	474,800	431,900	410,500	389,000	367,600
	イスタンブール	622,100	601,900	580,200	563,000	545,700	528,400	493,800	464,900	421,700	364,100	317,900	294,800	271,700	248,700
	カイロ	561,800	551,700	544,200	529,100	514,100	499,000	468,800	443,600	405,900	355,700	315,500	295,300	275,200	255,200
	ラバト	579,100	568,000	559,700	543,000	526,300	509,600	476,300	448,500	406,900	351,400	306,900	284,700	262,400	240,200
	アディスアベバ	728,100	717,100	708,800	692,300	675,700	659,200	626,100	598,500	557,100	501,900	457,800	435,800	413,700	391,700
	アクラ	746,000	734,300	725,500	707,900	690,200	672,600	637,400	608,000	564,000	505,300	458,300	434,800	411,300	387,900
	ナイロビ	655,300	644,300	636,000	619,500	603,000	586,500	553,400	525,900	484,600	429,500	385,400	363,400	341,400	319,300
	ヨハネスブルグ	560,700	550,600	543,100	528,100	513,000	497,900	467,800	442,800	405,200	355,100	314,900	294,800	274,800	254,700
	ラゴス	871,900	858,800	848,800	829,100	809,400	789,700	750,200	717,200	667,900	602,000	549,400	523,000	496,700	470,300
	アビジジャン	826,300	813,300	803,500	784,100	764,600	745,200	706,300	673,800	625,100	560,300	508,400	482,400	456,500	430,600
	トバイ	716,900	705,100	698,100	676,600	655,100	633,700	590,700	554,900	501,200	429,600	372,300	343,600	315,000	286,400
	リヤト	785,400	772,500	762,900	743,600	724,300	704,900	666,300	634,100	585,800	521,400	469,900	444,100	418,300	392,600
テルアビブ	758,700	744,000	733,000	711,000	689,000	667,000	623,000	586,300	531,300	458,000	399,300	370,000	340,700	311,300	
マプト	689,000	678,800	671,100	655,700	640,300	624,900	594,100	568,500	530,000	478,700	437,700	417,200	396,600	376,200	

備考

- この表は、事務に従事する職員に適用する。
- 1号の4以上の在勤基本手当の適用を受ける所長であって理事長が定めた者の在勤基本手当は、その者の在勤地の1号の3に1号の4を加算した額を2で除し、115/100を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。  
ただし、外務公務員の在勤基本手当月額表の「特号」または「総領事」を超えないこととする。

(2) 第二在勤基本手当月額表  
(令和6年4月～)

(単位：円)

地域	在 勤 地	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	
ア	インドA	595,300	564,200	512,600	460,900	409,100	
	インドB	602,200	570,700	518,300	465,900	413,500	
	インドC	630,500	597,200	541,900	486,500	431,200	
	インドD	627,300	594,400	539,300	484,300	429,200	
	インドネシア	499,800	469,700	419,500	369,300	319,100	
	ベトナムA	479,700	450,800	402,800	354,700	306,500	
	ベトナムB	503,600	473,200	422,600	372,100	321,500	
	カンボジア	566,600	534,100	479,700	425,300	371,100	
	シンガポール	666,900	625,200	555,800	486,300	416,800	
	スリランカ	548,700	517,200	464,800	412,300	359,800	
	タイ	529,600	496,400	441,300	386,100	330,900	
	大韓民国	583,100	546,700	485,900	425,200	364,400	
	ジ	中華人民共和国A	654,700	614,900	548,600	482,200	415,900
		中華人民共和国B	616,200	577,700	513,500	449,400	385,200
		中華人民共和国C	672,800	630,700	560,600	490,500	420,500
		中華人民共和国D	578,700	543,700	485,300	426,900	368,500
		中華人民共和国E	566,800	532,500	475,400	418,200	361,100
		中華人民共和国F	570,400	534,800	475,400	416,000	356,600
		中華人民共和国G	778,700	730,000	648,900	567,800	486,700
	ア	パキスタンA	635,400	606,400	558,000	509,700	461,300
		パキスタンB	634,400	606,900	561,000	515,100	469,300
		バングラデシュ	672,600	640,100	586,000	531,900	477,700
		フィリピン	501,500	471,300	420,900	370,500	320,200
		マレーシア	487,700	457,300	406,400	355,700	304,800
		ミャンマー	586,300	554,700	502,000	449,400	396,800
		ラオス	559,300	527,700	475,000	422,400	369,800
		台湾	778,700	730,000	648,900	567,800	486,700
北 米		アメリカ合衆国A	712,100	667,500	593,400	519,200	445,100
		アメリカ合衆国B	700,800	657,000	584,000	511,000	438,000
	アメリカ合衆国C	737,800	691,700	614,900	538,000	461,200	
	アメリカ合衆国D	696,100	652,600	580,100	507,500	435,100	
	アメリカ合衆国E	731,100	685,400	609,200	533,100	456,900	
	アメリカ合衆国F	657,700	616,600	548,100	479,600	411,100	
	アメリカ合衆国G	674,600	632,500	562,200	491,900	421,700	
	アメリカ合衆国H	692,500	649,300	577,100	505,000	432,800	
	アメリカ合衆国I	785,100	736,000	654,200	572,400	490,700	
	アメリカ合衆国J	677,100	634,800	564,200	493,700	423,200	
	アメリカ合衆国K	696,100	652,600	580,100	507,500	435,100	
	アメリカ合衆国L	737,200	691,100	614,300	537,600	460,800	
	アメリカ合衆国M	698,600	654,900	582,100	509,400	436,600	
	アメリカ合衆国N	668,200	626,400	556,800	487,300	417,600	
	アメリカ合衆国O	750,200	703,400	625,200	547,100	468,900	
	カナダ	579,300	543,200	482,800	422,500	362,100	

(令和6年4月～)

(単位：円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号
中南米	アルゼンチン	626,500	587,300	522,100	456,800	391,600
	ベネズエラ	786,300	745,700	677,800	609,900	542,100
	ウルグアイ	689,200	646,200	574,400	502,600	430,800
	キューバ	755,600	716,900	652,200	587,600	522,900
	コスタリカ	620,100	582,500	519,800	457,000	394,300
	コロンビア	599,000	566,600	512,600	458,700	404,700
	チリ	617,400	578,900	514,500	450,200	385,900
	ブラジルA	613,700	576,500	514,400	452,400	390,300
	ブラジルB	639,700	602,600	540,600	478,700	416,700
	ブラジルC	590,600	554,900	495,200	435,500	375,900
	ペルー	626,800	590,400	529,800	469,300	408,600
	メキシコ	664,500	624,100	556,700	489,400	422,100
	エクアドル	644,400	607,000	544,500	482,000	419,700
欧州	イタリア	573,100	537,300	477,600	418,000	358,200
	オーストリア	637,000	597,200	530,800	464,500	398,200
	オランダ	593,600	556,600	494,700	432,900	371,100
	カザフスタン	578,500	547,500	495,600	443,800	392,000
	スイス (ジュネーブ)	817,500	766,400	681,200	596,100	510,900
	スウェーデン	577,200	541,100	481,000	420,800	360,700
	スペインA	545,000	511,000	454,200	397,400	340,700
	スペインB	555,800	521,000	463,100	405,300	347,400
	スロバキア	580,000	543,700	483,300	422,900	362,500
	チェコ	631,300	591,800	526,100	460,300	394,600
	ドイツ	582,800	546,400	485,600	425,000	364,200
	ハンガリー	520,000	487,500	433,400	379,200	325,000
	フランスA	581,900	545,600	484,900	424,400	363,700
	フランスB	564,800	529,600	470,700	411,800	353,100
	ブルガリア	511,700	479,700	426,400	373,100	319,900
	ベルギー	577,400	541,300	481,100	421,000	360,900
	ポーランド	518,400	486,000	432,000	378,000	324,000
	セルビア	558,600	524,900	468,500	412,200	356,000
	英国	666,400	624,700	555,300	485,900	416,500
	ロシアA	612,500	577,000	517,900	458,700	399,700
ロシアB	552,400	521,300	469,400	417,400	365,500	
デンマーク	651,300	610,700	542,800	474,900	407,100	

(令和6年4月～)

(単位：円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号
大洋州	オーストラリアA	530,900	497,800	442,400	387,200	331,800
	オーストラリアB	532,400	499,100	443,700	388,300	332,800
	オーストラリアC	545,900	511,800	455,000	398,100	341,200
	ニュージーランド	554,100	519,500	461,800	404,100	346,300
	パプアニューギニア	697,000	661,800	603,300	544,800	486,200
	フィジー	529,200	497,300	444,000	390,700	337,500
中東	アラブ首長国連邦	650,700	610,000	542,300	474,500	406,700
	イエメン	874,000	832,300	762,800	693,400	623,900
	イスラエル	722,000	678,000	604,600	531,300	458,000
	イラク	694,400	665,500	617,200	569,000	520,700
	イラン	668,000	635,800	582,100	528,500	474,800
	クウェート	635,900	599,000	537,500	475,900	414,400
	カタール	625,600	587,600	524,300	461,100	397,800
	サウジアラビアA	753,200	714,600	650,200	585,800	521,400
	サウジアラビアB	693,400	655,100	591,300	527,500	463,800
	シリア	627,700	593,600	536,600	479,600	422,700
	トルコA	571,500	537,500	480,800	424,100	367,400
	トルコB	571,600	537,000	479,300	421,700	364,100
	レバノン	706,400	667,400	602,200	537,000	471,900
アフリカ	アルジェリア	622,500	588,700	532,300	475,800	419,500
	ウガンダ	685,300	650,900	593,600	536,200	478,900
	エジプト	536,700	506,500	456,200	405,900	355,700
	エチオピア	700,600	667,400	612,300	557,100	501,900
	エリトリア	881,800	839,600	769,300	699,000	628,700
	ガーナ	716,700	681,400	622,700	564,000	505,300
	ガボン	820,100	777,200	705,900	634,500	563,100
	ケニア	627,800	594,700	539,600	484,600	429,500
	コンゴ共和国	878,900	837,000	767,000	697,000	627,000
	ザンビア	568,800	539,700	491,400	443,100	394,700
	ジンバブエ	788,800	751,200	688,800	626,300	563,900
	コートジボワール	793,800	754,900	690,000	625,100	560,300
	タンザニア	644,200	612,400	559,400	506,300	453,200
	チュニジア	496,200	468,800	423,300	377,700	332,200
	ナイジェリア	839,000	799,600	733,700	667,900	602,000
	南アフリカ共和国	535,600	505,400	455,300	405,200	355,100
	モロッコ	551,300	518,000	462,400	406,900	351,400
	モザンビーク	663,400	632,600	581,300	530,000	478,700
	マラウイ	710,500	676,700	620,600	564,400	508,100

備考

- この表は、研究に従事する職員に適用する。
- 第二在勤基本手当月額表の在勤地中、国名に地名及び記号の付記があるものの地域区分は、「領事館の管轄区域を定める訓令」（昭和29年外務省訓令第25号）によるものとする。
- インドの地域区分は、次のとおりとする。
  - インド中、B、C、Dに属さない地域
  - コルカタ
  - ムンバイ
  - チェンナイ
- 中華人民共和国の地域区分は、次のとおりとする。
  - 中華人民共和国中、B、C、D、E、F、Gに属さない地域

- B 広州
  - C 上海
  - D 瀋陽
  - E 重慶
  - F 青島
  - G 香港
5. パキスタンの地域区分は、次のとおりとする。
- A パキスタン中、Bに属さない地域
  - B カラチ
6. アメリカ合衆国の地域区分は、次のとおりとする。
- A ジストリクトオブコロンビア
  - B アトランタ
  - C サンフランシスコ
  - D シアトル
  - E シカゴ
  - F デトロイト
  - G デンバー
  - H ナッシュビル
  - I ニューヨーク
  - J ヒューストン
  - K ポートランド
  - L ボストン
  - M ホノルル
  - N マイアミ
  - O ロサンゼルス
7. ブラジルの地域区分は、次のとおりとする。
- A サンパウロ
  - B リオデジャネイロ
  - C ブラジリア
8. ロシアの地域区分は、次のとおりとする。
- A ロシア中、B及びウラジオストク、サンクトペテルブルグに属さない地域
  - B ハバロフスク
9. オーストラリアの地域区分は、次のとおりとする。
- A キャンベラ
  - B シドニー
  - C メルボルン
10. サウジアラビアの地域区分は、次のとおりとする。
- A リヤド
  - B ジッダ
11. トルコの地域区分は、次のとおりとする。
- A トルコ中、Bに属さない地域
  - B イスタンブール
12. フランスの地域区分は、次のとおりとする。
- A パリ
  - B マルセイユ
13. ベトナムの地域区分は、次のとおりとする。
- A ハノイ
  - B ホーチミン
14. スペインの地域区分は、次のとおりとする。
- A マドリード
  - B バルセロナ

別表第2

(1) 第一住居手当月額限度額表  
(令和6年4月～)

地域	在勤地	控除率	単位	1号	2号	3号	4号	備考
北米	ワシントン	11.2%	アメリカ合衆国ドル	3,854	3,409	2,965	2,669	
	ニューヨーク	7.7%	アメリカ合衆国ドル	5,652	5,000	4,348	4,285	
	サンフランシスコ	9.0%	アメリカ合衆国ドル	4,806	4,252	3,697	3,327	
	ロサンゼルス	10.9%	アメリカ合衆国ドル	3,973	3,514	3,056	2,750	
	シカゴ	11.9%	アメリカ合衆国ドル	3,655	3,234	2,812	2,531	
	ヒューストン	16.0%	アメリカ合衆国ドル	2,717	2,403	2,090	1,881	
	アトランタ	14.4%	アメリカ合衆国ドル	3,007	2,660	2,313	2,082	
	トロント	16.7%	カナダ・ドル	3,495	3,092	2,688	2,419	
	バンクーバー	19.0%	カナダ・ドル	3,081	2,725	2,370	2,133	
中南米	カラカス	14.2%	アメリカ合衆国ドル	3,060	2,706	2,354	2,119	
	サンチャゴ	21.8%	アメリカ合衆国ドル	1,985	1,757	1,527	1,374	
	ブエノスアイレス	12.5%	アメリカ合衆国ドル	3,464	3,065	2,665	2,399	
	サンパウロ	21.2%	アメリカ合衆国ドル	2,048	1,813	1,576	1,418	
	メキシコ	14.7%	アメリカ合衆国ドル	2,943	2,603	2,264	2,038	
	ボゴタ	22.7%	アメリカ合衆国ドル	1,908	1,688	1,468	1,321	
	リマ	18.6%	アメリカ合衆国ドル	2,325	2,057	1,788	1,609	
アジア	ホンコン	5.9%	香港ドル	56,760	50,211	43,662	39,296	
	シンガポール	7.3%	シンガポール・ドル	8,066	7,135	6,205	5,585	
	ニューデリー	18.0%	インド・ルピー	197,577	174,779	151,982	136,784	
	バンコック	13.9%	タイ・バーツ	108,580	96,051	83,523	75,171	
	マニラ	15.3%	アメリカ合衆国ドル	2,831	2,505	2,178	1,960	
	ソウル	14.3%	ウォン	3,830,487	3,388,508	2,946,529	2,651,876	
	クアラルンプール	29.9%	マレーシア・リンギ	6,494	5,746	4,996	4,496	
	コロombo	21.4%	アメリカ合衆国ドル	2,021	1,788	1,555	1,400	
	ジャカルタ	11.6%	アメリカ合衆国ドル	3,723	3,293	2,864	2,578	
	カラチ	17.8%	アメリカ合衆国ドル	2,441	2,159	1,877	1,689	
	ダッカ	20.1%	アメリカ合衆国ドル	2,157	1,909	1,660	1,494	
	ペキン	8.9%	アメリカ合衆国ドル	4,852	4,292	3,732	3,359	
	シャンハイ	9.3%	アメリカ合衆国ドル	4,642	4,107	3,571	3,214	
	ダイレン	12.3%	アメリカ合衆国ドル	3,531	3,124	2,716	2,444	
	コウシュウ	10.4%	アメリカ合衆国ドル	4,158	3,678	3,199	2,879	
	チンタオ	15.2%	アメリカ合衆国ドル	2,851	2,523	2,193	1,974	
	ブカン	8.9%	アメリカ合衆国ドル	4,852	4,292	3,732	3,359	
	セイト	12.6%	アメリカ合衆国ドル	3,427	3,031	2,636	2,372	
	ハノイ	10.3%	アメリカ合衆国ドル	4,201	3,717	3,232	2,909	
	ムンバイ	12.2%	インド・ルピー	292,262	258,539	224,816	202,334	
	チェンナイ	22.7%	インド・ルピー	156,944	138,835	120,726	108,653	
	ベンガルール	25.3%	インド・ルピー	140,774	124,531	108,288	97,459	
	アームダバード	12.2%	インド・ルピー	292,262	258,539	224,816	202,334	
	ヤンゴン	7.6%	アメリカ合衆国ドル	5,691	5,035	4,378	3,940	
	ホーチミン	9.3%	アメリカ合衆国ドル	4,646	4,110	3,574	3,217	
	プノンペン	10.6%	アメリカ合衆国ドル	4,088	3,616	3,145	2,831	
	ビエンチャン	26.2%	アメリカ合衆国ドル	1,652	1,462	1,271	1,144	
	タイペイ	16.4%	アメリカ合衆国ドル	2,679	2,372	2,061	1,854	

(令和6年4月～)

地域	在勤地	控除率	単位	1号	2号	3号	4号	備考
大洋州	シドニー	13.5%	オーストラリア・ドル	4,812	4,257	3,702	3,332	
	オークランド	15.5%	ニュージーランド・ドル	4,529	4,007	3,484	3,136	
欧州	パリ	13.5%	ユーロ	2,992	2,647	2,301	2,071	
	ロンドン	10.6%	スターリング・ポンド	3,308	2,926	2,544	2,290	
	デュッセルドルフ	21.2%	ユーロ	1,910	1,689	1,469	1,322	
	ジュネーブ	8.2%	スイス・フラン	4,788	4,235	3,683	3,315	
	ミラノ	15.0%	ユーロ	2,690	2,380	2,069	1,862	
	ウィーン	19.0%	ユーロ	2,129	1,884	1,638	1,474	
	ブリッセル	16.9%	ユーロ	2,390	2,113	1,838	1,654	
	ストックホルム	21.1%	スウェーデン・クローネ	21,953	19,419	16,887	15,198	
	アムステルダム	18.2%	ユーロ	2,223	1,967	1,710	1,539	
	コペンハーゲン	12.5%	デンマーク・クローネ	24,134	21,350	18,565	16,709	
	マドリード	18.2%	ユーロ	2,218	1,961	1,706	1,535	
	ブカレスト	18.8%	ユーロ	2,156	1,907	1,659	1,493	
	ワルシャワ	15.5%	ユーロ	2,602	2,302	2,002	1,802	
	ミュンヘン	13.3%	ユーロ	3,037	2,686	2,336	2,102	
	ブダペスト	17.5%	ユーロ	2,306	2,040	1,774	1,597	
	モスクワ	6.7%	アメリカ合衆国ドル	6,448	5,704	4,960	4,464	
	ベルリン	16.1%	ユーロ	2,510	2,220	1,931	1,738	
	プラハ	20.5%	チェコ・コルナ	47,198	41,752	36,306	32,675	
	ヘルシンキ	12.2%	ユーロ	3,320	2,938	2,554	2,299	
	タシケント	13.3%	アメリカ合衆国ドル	3,255	2,879	2,504	2,254	
中東	テヘラン	11.7%	ユーロ	3,454	3,056	2,657	2,391	
	イスタンブール	11.2%	アメリカ合衆国ドル	3,887	3,438	2,990	2,691	
	カイロ	16.2%	アメリカ合衆国ドル	2,679	2,371	2,061	1,855	
	ラバト	22.8%	ユーロ	1,776	1,571	1,366	1,229	
	アディスアベバ	12.6%	アメリカ合衆国ドル	3,452	3,054	2,655	2,390	
	アクラ	11.4%	アメリカ合衆国ドル	3,802	3,362	2,924	2,632	
	ナイロビ	18.7%	アメリカ合衆国ドル	2,314	2,048	1,780	1,602	
	ヨハネスブルグ	22.6%	アメリカ合衆国ドル	1,916	1,696	1,474	1,327	
	ラゴス	6.2%	アメリカ合衆国ドル	6,964	6,161	5,357	4,821	
	アビジャン	15.3%	ユーロ	2,645	2,340	2,035	1,832	
アフリカ	ドバイ	10.2%	アラブ首長国連邦ディルハム	15,570	13,774	11,977	10,779	
	リヤド	8.9%	サウジアラビア・リヤール	18,327	16,213	14,098	12,688	
	テルアビブ	9.8%	アメリカ合衆国ドル	4,434	3,923	3,411	3,070	
	マプト	10.2%	アメリカ合衆国ドル	4,233	3,745	3,256	2,930	

備考：

- この表は、事務に従事する職員に適用する。
- 1号の4以上の在勤基本手当の適用を受ける所長であって、理事長が定めた者の住居手当の限度額は、その者の勤務地の1号の額に115/100を乗じて得た額とする。  
ただし、外務公務員の住居手当月額に係る限度額の「1号」を超えないこととする。

(2) 第二住居手当月額限度額表  
(令和6年4月～)

地域	在勤地		単位	1号	2号	3号	4号	備考	
ア	インドa	18.0%	インド・ルピー	197,577	174,779	151,982	136,784		
	インドb	39.3%	インド・ルピー	90,616	80,159	69,704	62,734		
	インドc	12.2%	インド・ルピー	292,262	258,539	224,816	202,334		
	インドd	22.7%	インド・ルピー	156,944	138,835	120,726	108,653		
	インドネシア	11.6%	アメリカ合衆国ドル	3,723	3,293	2,864	2,578		
	ベトナムa	10.3%	アメリカ合衆国ドル	4,201	3,717	3,232	2,909		
	ベトナムb	9.3%	アメリカ合衆国ドル	4,646	4,110	3,574	3,217		
	カンボジア	10.6%	アメリカ合衆国ドル	4,088	3,616	3,145	2,831		
	シンガポール	7.3%	シンガポール・ドル	8,066	7,135	6,205	5,585		
	スリランカ	21.4%	アメリカ合衆国ドル	2,021	1,788	1,555	1,400		
	タイ	13.9%	タイ・バーツ	108,580	96,051	83,523	75,171		
	大韓民国	14.3%	ウォン	3,830,487	3,388,508	2,946,529	2,651,876		
	ジ	中華人民共和国a	8.9%	アメリカ合衆国ドル	4,852	4,292	3,732	3,359	
		中華人民共和国b	10.4%	アメリカ合衆国ドル	4,158	3,678	3,199	2,879	
中華人民共和国c		9.3%	アメリカ合衆国ドル	4,642	4,107	3,571	3,214		
中華人民共和国d		12.3%	アメリカ合衆国ドル	3,531	3,124	2,716	2,444		
中華人民共和国e		12.6%	アメリカ合衆国ドル	3,427	3,031	2,636	2,372		
ア	中華人民共和国f	15.2%	アメリカ合衆国ドル	2,851	2,523	2,193	1,974		
	中華人民共和国g	5.9%	香港ドル	56,760	50,211	43,662	39,296		
	パキスタンa	13.8%	アメリカ合衆国ドル	3,145	2,782	2,419	2,177		
	パキスタンb	17.8%	アメリカ合衆国ドル	2,441	2,159	1,877	1,689		
	バングラデシュ	20.1%	アメリカ合衆国ドル	2,157	1,909	1,660	1,494		
	フィリピン	15.3%	アメリカ合衆国ドル	2,831	2,505	2,178	1,960		
	マレーシア	29.9%	マレーシア・リンギ	6,494	5,746	4,996	4,496		
	ミャンマー	7.6%	アメリカ合衆国ドル	5,691	5,035	4,378	3,940		
	ラオス	26.2%	アメリカ合衆国ドル	1,652	1,462	1,271	1,144		
	台湾	16.4%	アメリカ合衆国ドル	2,679	2,372	2,061	1,854		
	北米	アメリカ合衆国a	11.2%	アメリカ合衆国ドル	3,854	3,409	2,965	2,669	
アメリカ合衆国b		14.4%	アメリカ合衆国ドル	3,007	2,660	2,313	2,082		
アメリカ合衆国c		9.0%	アメリカ合衆国ドル	4,806	4,252	3,697	3,327		
アメリカ合衆国d		16.1%	アメリカ合衆国ドル	2,694	2,382	2,072	1,865		
アメリカ合衆国e		11.9%	アメリカ合衆国ドル	3,655	3,234	2,812	2,531		
アメリカ合衆国f		15.7%	アメリカ合衆国ドル	2,759	2,441	2,122	1,910		
アメリカ合衆国g		15.2%	アメリカ合衆国ドル	2,850	2,521	2,192	1,973		
アメリカ合衆国h		14.1%	アメリカ合衆国ドル	3,068	2,714	2,360	2,124		
アメリカ合衆国i		7.7%	アメリカ合衆国ドル	5,652	5,000	4,348	4,285		
アメリカ合衆国j		16.0%	アメリカ合衆国ドル	2,717	2,403	2,090	1,881		
アメリカ合衆国k		16.1%	アメリカ合衆国ドル	2,694	2,382	2,072	1,865		
アメリカ合衆国l		9.0%	アメリカ合衆国ドル	4,816	4,260	3,704	3,334		
アメリカ合衆国m		11.8%	アメリカ合衆国ドル	3,663	3,241	2,818	2,536		
アメリカ合衆国n		12.5%	アメリカ合衆国ドル	3,463	3,064	2,664	2,398		
アメリカ合衆国o		10.9%	アメリカ合衆国ドル	3,973	3,514	3,056	2,750		
カナダ		16.7%	カナダ・ドル	3,495	3,092	2,688	2,419		

(令和6年4月～)

地域	在勤地	控除率	単位	1号	2号	3号	4号	備考
中南米	アルゼンチン	12.5%	アメリカ合衆国ドル	3,464	3,065	2,665	2,399	
	ベネズエラ	14.2%	アメリカ合衆国ドル	3,060	2,706	2,354	2,119	
	ウルグアイ	21.1%	アメリカ合衆国ドル	2,058	1,821	1,583	1,425	
	キューバ	11.4%	ユーロ	3,560	3,149	2,739	2,465	
	コスタリカ	24.0%	アメリカ合衆国ドル	1,805	1,597	1,389	1,250	
	コロンビア	22.7%	アメリカ合衆国ドル	1,908	1,688	1,468	1,321	
	チリ	21.8%	アメリカ合衆国ドル	1,985	1,757	1,527	1,374	
	ブラジルa	21.2%	アメリカ合衆国ドル	2,048	1,813	1,576	1,418	
	ブラジルb	16.6%	アメリカ合衆国ドル	2,612	2,310	2,009	1,808	
	ブラジルc	23.1%	アメリカ合衆国ドル	1,873	1,657	1,441	1,297	
	ペルー	18.6%	アメリカ合衆国ドル	2,325	2,057	1,788	1,609	
	メキシコ	14.7%	アメリカ合衆国ドル	2,943	2,603	2,264	2,038	
	エクアドル	31.0%	アメリカ合衆国ドル	1,400	1,239	1,077	969	
欧州	イタリア	19.4%	ユーロ	2,090	1,849	1,607	1,446	
	オーストリア	19.0%	ユーロ	2,129	1,884	1,638	1,474	
	オランダ	18.2%	ユーロ	2,223	1,967	1,710	1,539	
	カザフスタン	14.0%	アメリカ合衆国ドル	3,092	2,735	2,379	2,141	
	スイス	9.9%	スイス・フラン	3,984	3,524	3,065	2,759	
	スウェーデン	21.1%	スウェーデン・クローネ	21,953	19,419	16,887	15,198	
	スペインA	18.2%	ユーロ	2,218	1,961	1,706	1,535	
	スペインB	16.7%	ユーロ	2,415	2,137	1,858	1,672	
	スロバキア	22.5%	ユーロ	1,797	1,589	1,382	1,244	
	チェコ	20.5%	チェコ・コルナ	47,198	41,752	36,306	32,675	
	ドイツ	16.1%	ユーロ	2,510	2,220	1,931	1,738	
	ハンガリー	17.5%	ユーロ	2,306	2,040	1,774	1,597	
	フランスa	13.5%	ユーロ	2,992	2,647	2,301	2,071	
	フランスb	21.0%	ユーロ	1,930	1,706	1,484	1,336	
	ブルガリア	31.8%	ユーロ	1,272	1,125	978	880	
	ベルギー	16.9%	ユーロ	2,390	2,113	1,838	1,654	
	ポーランド	15.5%	ユーロ	2,602	2,302	2,002	1,802	
	セルビア	15.5%	ユーロ	2,610	2,309	2,008	1,807	
	英国	10.6%	スターリング・ポンド	3,308	2,926	2,544	2,290	
	ロシアa	6.7%	アメリカ合衆国ドル	6,448	5,704	4,960	4,464	
ロシアb	29.1%	アメリカ合衆国ドル	1,490	1,319	1,147	1,032		
デンマーク	12.5%	デンマーク・クローネ	24,134	21,350	18,565	16,709		
大洋州	オーストラリアa	20.2%	オーストラリア・ドル	3,210	2,840	2,470	2,223	
	オーストラリアb	13.5%	オーストラリア・ドル	4,812	4,257	3,702	3,332	
	オーストラリアc	16.2%	オーストラリア・ドル	3,993	3,533	3,072	2,765	
	ニュージーランド	18.7%	ニュージーランド・ドル	3,747	3,314	2,882	2,594	
	パプアニューギニア	12.6%	アメリカ合衆国ドル	3,448	3,050	2,652	2,387	
	フィジー	17.6%	アメリカ合衆国ドル	2,460	2,175	1,892	1,703	

(令和6年4月～)

地域	在勤地	控除率	単位	1号	2号	3号	4号	備考
中東	アラブ首長国連邦	6.6%	アラブ首長国連邦ディルハム	24,203	21,410	18,617	16,755	
	イエメン	14.0%	アメリカ合衆国ドル	3,092	2,734	2,378	2,140	
	イスラエル	9.8%	アメリカ合衆国ドル	4,434	3,923	3,411	3,070	
	イラク	6.0%	アメリカ合衆国ドル	7,202	6,370	5,540	4,986	
	イラン	11.7%	ユーロ	3,454	3,056	2,657	2,391	
	クウェート	9.6%	アメリカ合衆国ドル	4,502	3,983	3,463	3,117	
	サウジアラビアa	8.9%	サウジアラビア・リヤール	18,327	16,213	14,098	12,688	
	サウジアラビアb	8.4%	サウジアラビア・リヤール	19,364	17,131	14,896	13,406	
	シリア	14.0%	アメリカ合衆国ドル	3,103	2,745	2,387	2,148	
	トルコa	16.0%	アメリカ合衆国ドル	2,717	2,403	2,090	1,881	
	トルコb	11.2%	アメリカ合衆国ドル	3,887	3,438	2,990	2,691	
	レバノン	11.0%	アメリカ合衆国ドル	3,938	3,483	3,029	2,726	
	アフリカ	アルジェリア	9.2%	ユーロ	4,394	3,886	3,380	3,042
ウガンダ		13.4%	アメリカ合衆国ドル	3,228	2,856	2,483	2,235	
エジプト		16.2%	アメリカ合衆国ドル	2,679	2,371	2,061	1,855	
エチオピア		12.6%	アメリカ合衆国ドル	3,452	3,054	2,655	2,390	
エリトリア		11.6%	アメリカ合衆国ドル	3,749	3,317	2,884	2,596	
ガーナ		11.4%	アメリカ合衆国ドル	3,802	3,362	2,924	2,632	
ガボン		14.2%	ユーロ	2,846	2,517	2,189	1,970	
ケニア		18.7%	アメリカ合衆国ドル	2,314	2,048	1,780	1,602	
コンゴ共和国		6.7%	アメリカ合衆国ドル	6,439	5,695	4,953	4,458	
ザンビア		11.8%	アメリカ合衆国ドル	3,681	3,256	2,831	2,548	
ジンバブエ		16.4%	アメリカ合衆国ドル	2,647	2,341	2,036	1,832	
コートジボワール		15.3%	ユーロ	2,645	2,340	2,035	1,832	
タンザニア		11.1%	アメリカ合衆国ドル	3,899	3,449	2,999	2,699	
チュニジア		35.3%	ユーロ	1,146	1,013	881	793	
ナイジェリア		6.2%	アメリカ合衆国ドル	6,964	6,161	5,357	4,821	
南アフリカ共和国		22.6%	アメリカ合衆国ドル	1,916	1,696	1,474	1,327	
モロッコ		22.8%	ユーロ	1,776	1,571	1,366	1,229	
マラウイ	15.4%	アメリカ合衆国ドル	2,816	2,491	2,166	1,949		

備考

- この表は、研究に従事する職員に適用する。
- 別表第1の在勤地中、国名に記号の付記があるものの地域区分は、「領事館の管轄区域を定める訓令」（昭和29年外務省訓令第25号）によるものとする。
- インドの地域区分は、次のとおりとする。
  - インド中、b、c、dに属さない地域
  - コルカタ
  - ムンバイ
  - チェンナイ
- 中華人民共和国の地域区分は、次のとおりとする。
  - 中華人民共和国中、b、c、d、e、f、gに属さない地域
  - 広州
  - 上海

- d 瀋陽
  - e 重慶
  - f 青島
  - g 香港
5. パキスタンの地域区分は、次のとおりとする。
- a イスラマバード
  - b カラチ
6. アメリカ合衆国の地域区分は、次のとおりとする。
- a ジストリクトオブコロンビア
  - b アトランタ
  - c サンフランシスコ
  - d シアトル
  - e シカゴ
  - f デトロイト
  - g デンバー
  - h ナッシュビル
  - i ニューヨーク
  - j ヒューストン
  - k ポートランド
  - l ボストン
  - m ホノルル
  - n マイアミ
  - o ロサンゼルス
7. ブラジルの地域区分は、次のとおりとする。
- a サンパウロ
  - b リオデジャネイロ
  - c ブラジリア
8. ロシアの地域区分は、次のとおりとする。
- a モスクワ
  - b ハバロフスク
9. オーストラリアの地域区分は、次のとおりとする。
- a キャンベラ
  - b シドニー
  - c メルボルン
10. サウジアラビアの地域区分は、次のとおりとする。
- a リアド
  - b ジッダ
11. トルコの地域区分は、次のとおりとする。
- a アンカラ
  - b イスタンブール
12. フランスの地域区分は、次のとおりとする。
- a パリ
  - b マルセイユ
13. ベトナムの地域区分は、次のとおりとする。
- a ハノイ
  - b ホーチミン
14. スペインの地域区分は、次のとおりとする。
- a マドリード
  - b バルセロナ